

広島県アダプト制度について

土木建築局道路河川管理課

1 アダプト制度とは

「アダプト」とは、英語で養子縁組をするという意味で、地域住民・企業等が中心となって道路・河川・公園等の公共施設を清掃・緑化等を通じてわが子のように面倒を見ていく活動を行い、公共施設の管理者は、看板の設置、保険加入等の必要な支援をしながら、官民協働によるまちづくり、施設の維持・管理、公共空間の環境美化等を推進していく制度です。

2 広島県アダプト制度について

県では、県管理の道路及び河川にアダプト制度を導入しています。

(1) マイロード・システム（認定団体数 768 団体：令和 6 年 12 月現在）

ボランティア活動として、県の管理する国道・県道の清掃、美化等を行う団体、企業、個人等をマイロード団体として認定し、その活動をバックアップすることにより、住民と行政の協働体制の構築を目指しています。

【団体の認定要件】

- ・ 協力に関する覚書を締結した市町において、県の管理する道路 100 メートル以上の活動であること。
- ・ 道路敷の清掃・除草、その他道路環境を改善する活動を行う団体、企業、個人等であること。

(2) ラブリバー制度（認定団体数 486 団体：令和 6 年 12 月現在）

ボランティア活動として、県の管理する一級河川・二級河川の清掃、美化等を行う団体、企業、個人等をラブリバー団体として認定し、その活動をバックアップすることにより、住民と行政の協働体制の構築を目指しています。

【団体の認定要件】

- ・ 協力に関する覚書を締結した市町において県の管理する一級河川、二級河川における 50 メートル以上の活動であること。
- ・ 河川敷の清掃・除草、その他河川環境を改善する活動を行う団体、企業、個人等であること。

3 行政の支援内容

(1) 県の支援内容

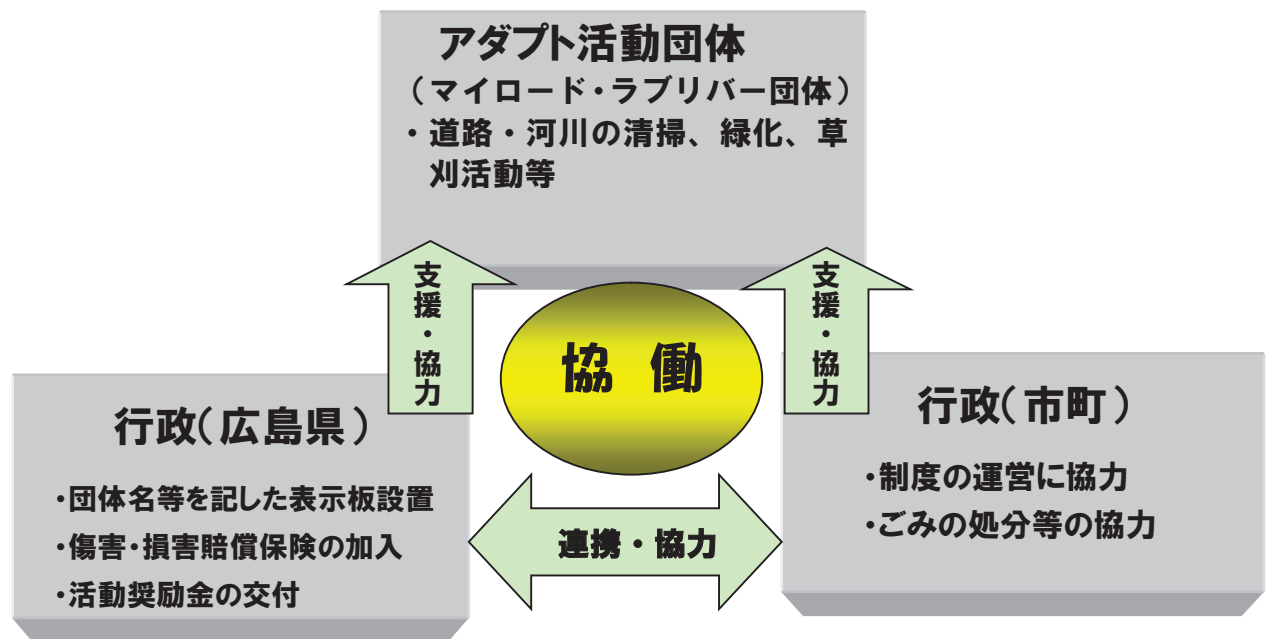
- ・ 表示板の設置
- ・ 傷害・損害賠償保険の設定
- ・ 活動費の一部支援

（令和 5 年度実績：511 団体、奨励金総額 39,851 千円）

(2) 市町の支援内容

- ・ 回収ゴミの受け入れ

(広島県アダプト制度の相関図)



(アダプトに関する問い合わせ先)

広島県土木建築局 道路河川管理課 TEL (082) 513-3903

または最寄りの広島県各建設事務所(支所)へ

広島県西部建設事務所管理課 TEL (082) 250-8150

広島県西部建設事務所呉支所管理課 TEL (0823) 22-5400

広島県西部建設事務所廿日市支所管理用地課 TEL (0829) 32-1141

広島県西部建設事務所安芸太田支所管理用地課 TEL (0826) 22-0541

広島県西部建設事務所東広島支所管理課 TEL (082) 422-6911

広島県東部建設事務所管理課 TEL (084) 921-1311

広島県東部建設事務所三原支所管理課 TEL (0848) 64-4263

広島県北部建設事務所管理課 TEL (0824) 63-5181

広島県北部建設事務所庄原支所管理用地課 TEL (0824) 72-2015